

平成18年12月27日

各保険医療機関
各保険薬局
各訪問看護ステーション
各施術取扱者 様

岡山県国民健康保険団体連合会

市町村合併に伴う国保診療報酬等の請求事務について

本会の事業運営につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県内の市町村合併に伴い、国民健康保険の保険者番号等が下記のとおり変更になりますのでお知らせします。

つきましては、診療報酬等の請求事務についてご留意いただきますようお願いいたします。

記

- 1 新市町村名及び旧市町村名並びに新保険者等番号及び旧保険者等番号
裏面のとおり
 - 2 合併期日
裏面のとおり
-

《国民健康保険》 保険者・市町村番号の改定内容一覧

区分	保険者名	保険者番号		老人保健 市町村番号	証発行年月日	合併期日
		一般	退職			
改定後	岡山市	330019	67330019	27330018	被保険者証 平成19年2月1日	平成19年1月22日
改定前	岡山市	330019	67330019	27330018		
	建部町	330126	67330126	27330125		
	瀬戸町	330142	67330142	27330141		

○ 請求明細書への記載について

- ・ 保険者番号及び被保険者番号について、旧国保被保険者証及び旧老人保健受給者証の有効期間は証発行日から3ヶ月間は経過措置とし、4ヶ月目以降に旧保険者番号及び旧市町村番号の請求があれば返戻させていただくことがありますのでご注意ください。
- ・ 旧保険者番号での月遅れ請求分、及び証発行日から3ヶ月間までの経過措置扱い分の請求明細書が、審査内容不備のため返戻扱いになった場合の再請求は、旧保険者番号で請求してください。
- ・ 公費負担者番号については、市町村が交付した各証の番号を確認のうえ記入してください。

単県医療の 種別	合併前公費番号			合併後公費	新資格証 発行日
	岡山市	建部町	瀬戸町	岡山市	
(41)単県老人	41330010	41330127	41330143	41330010	平成19年7月1日
(80)心身障害	80330012	80330129	80330145	80330012	
(86)ひとり親	86330016	86330123	86330149	86330016	
(85)乳幼児	85330017	85330124	85330140	85330017	平成19年2月1日

○ 請求書への記載について

- ・ 新、旧保険者番号別に請求書を添付してください。(例：3月請求は、2月診療分「岡山市」330019、岡山市月遅れ1月診療分「岡山市(旧建部町)」330126等々となります)。
合併により保険者番号の変更がない場合は、請求書は1枚となります。(例えば、2月合併後の岡山市で、月遅れ分(1月診療以前分)があれば2月診療分3月請求を合算し請求書は岡山市1枚となります)。